

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

内容

■ 使用料金について	3
Q1. 料金表の「午前・午後」は1日でこの料金ということですか。	3
Q2. 申請後の使用の取り止め（キャンセル）はいつまでに行えばいいですか。	3
Q3. 使用を取り止めた（キャンセル）場合の使用料の返金は可能ですか。	3
Q4. 使用の取り止め（キャンセル）から使用料の返金までのフローはありますか。	3
Q5. 使用料金は消費税込みですか。	3
Q6. 「準備のために使用する場合には、使用料を70%に減額します。」はどのようなときに適用されますか。	3
Q7. 滑走路の使用料に「1時間につき」と「超過時間(1時間につき)」と二つあるのですがこの違いは何でしょうか。	3
■ 使用承認申請書・使用承認書について	4
Q1. 施設使用に必要な書類は何ですか。	4
Q2. 使用承認申請書への押印は個人印でもいいですか。	4
Q3. 使用承認後に承認が取り消されることはありますか。	4
Q4. 試験計画の打合せ（事前協議）とはどのようなことですか。	4
■ 使用料支払い・納入通知書について	4
Q1. 使用料はどのような方法で支払えばいいですか。	4
Q2. 納入通知書とは何ですか。	4
Q3. 見積書は発行してもらえますか。	5
Q4. 領収書の宛名を指定することは可能でしょうか。	5
■ 施設使用について	5
Q1. 使用時に発生したごみはどうすればいいですか。	5
Q2. 使用に際して必要な荷物をRTFに送ることは可能ですか。	5
Q3. RTFから荷物を発送することは可能ですか。	5
Q4. 試験に必要な機材を大型車両等で搬入・搬出することは可能ですか。	5
Q5. 広域飛行区域において、無人航空機の飛行試験を実施する場合の手続きについて教えてください。	5
Q6. RTF 周辺(広域飛行空域)で飛行試験を行いたい場合は、どのくらい前に相談すればいいですか。	5
Q7. RTF 内で火を使った試験を行うことは可能ですか。	6
Q8. 地上 150m 以上で無人航空機を飛行させたいのですが国交省への許可申請は必要ですか。	6
Q9. ヘリコプターの離発着を行いたいのですが、ヘリポートは場外離着陸場の扱いですか。	6
Q10. 航空法第79条ただし書きに申請する離着陸地帯の図はありますか。	6
Q11. 試験を行う場所周辺や施設の図面などの提供を事前に受けることは可能ですか。	6
6	
Q12. 第三者を招待して実演を行うことは可能ですか。	6

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

- Q13. 第三者の立入を監視するシステムなどはありますか。 6
- Q14. 使用している施設の使用時間を延長したい場合、どうしたらよろしいでしょうか。
6
- Q15. 土日に施設を使用したいのですが、申請は通常と同じでしょうか。 6
- 原状回復について 7
- Q1. 施設の床がオイル等で汚れてしまったのですがどうすればいいですか。 7
- Q2. 使用後の会議室の机や椅子はどのようにすればいいですか。 7
- Q3. 部屋は掃除して返却する必要がありますか。 7
- Q4. 施設を破損させた場合、どうしたらよいでしょうか。 7
- Q5. 破損させた施設の請求書を RTF から出していただけますか。 7

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

■ 使用料金について

- Q1. 料金表の「午前・午後」は1日でこの料金ということですか。
- A1. それぞれの使用時間帯（「午前」（9時～13時）、「午後」（13時～17時））に対応する料金です。
1日使用する場合は（9時から17時まで）、「午前・午後」の表示金額の2倍の料金となります。
- Q2. 申請後の使用の取り止め（キャンセル）はいつまでに行えばいいですか。
- A2. 使用の取り止め（キャンセル）は随時受け付けています。
- Q3. 使用を取り止めた（キャンセル）場合の使用料の返金は可能ですか。
- A3. 使用日の5日前までに使用の取り止め（キャンセル）の届け出があった場合には、使用料金の5割の金額をお返しします。
但し、使用日の5日前を過ぎた届け出は全額ご負担いただきます。
- Q4. 使用の取り止め（キャンセル）から使用料の返金までのフローはありますか。
- A4. 『福島ロボットテストフィールド使用取止め届出書』を提出いただき、RTF で使用料の返金が可能か確認します。
使用料の返金が可能な場合は、別途『福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書』で提出いただき、後日福島県から指定された口座に入金されます。
※ 原則お振込みいただいた口座に返金いたします。お振込みいただいた口座と返金する口座が違くと返金できないことがありますのでご注意ください。
- Q5. 使用料金は消費税込みですか。
- A5. RTF の施設使用料は消費税込みの料金になります。しかし、これが消費税の仕入れ控除の対象となるかは、RTF では断定できないので、会計士や税務署にご確認ください。
- Q6. 「準備のために使用する場合には、使用料を70%に減額します。」はどのようなときに適用されますか。
- A6. 施設を準備のために使用する内容であると認められる場合に適用されます。
- Q7. 滑走路の使用料に「1時間につき」と「超過時間(1時間につき)」と二つあるのですがこの違いは何でしょうか。
- A7. 「1時間につき」は9時から17時までに適用され、「超過時間(1時間につき)」は9時前と17時以降に適用されます。

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

■ 使用承認申請書・使用承認書について

Q1. 施設使用に必要な書類は何ですか。

A1. 「福島ロボットテストフィールド使用承認申請書」、「福島ロボットテストフィールド使用確認票」、「使用計画書(自由様式)」の三点が必要となります。

Q2. 使用承認申請書への押印は個人印でもいいですか。

A2. 申請者の押印は不要となります（記名のみで可です）。

Q3. 使用承認後に承認が取り消されることはありますか。

A3. 次のような場合、使用承認を取り消す場合がございます。

○使用の安全性が確保できない場合

○使用により周囲へ大きな影響が生じる場合

○使用料金が納入されない場合

○試験等に必要な法的許可等が伴わない場合

○使用に際しての事前協議が不十分な場合

○災害その他の事故により施設等の使用ができなくなった場合

○工事その他 RTF の管理のためのやむを得ない事由が生じた場合

※ 使用承認後も、当該使用の安全性や健全性が確認できなければ、最終的に使用を許可することはできませんので、ご注意ください。

Q4. 試験計画の打合せ（事前協議）とはどのようなことですか。

A4. 使用（試験）内容の安全性や健全性、その他円滑な使用（試験）に要する事項等を予め協議・確認します。

当該打合せ（協議）が不十分な場合には、施設の使用を最終的に許可することはできません（承認取り消しになります）ので、ご注意ください。

■ 使用料支払い・納入通知書について

Q1. 使用料はどのような方法で支払えばいいですか。

A1. 原則として納入通知書に記載された口座へ振り込み頂いております。止むを得ない場合（振込が間に合わない等）に限り RTF 窓口で現金でお支払い頂いております。なお、使用料は前納となっています。

※ 現金でお支払いの場合、釣銭が出ないようご協力お願いいたします。

Q2. 納入通知書とは何ですか。

A2. 使用料を納入いただくための請求書となります。使用申請が承認された場合に、使用承認書と一緒に発行します。

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

- Q3. 見積書は発行してもらえますか。
- A3. 見積書は発行しておりません。使用料の内訳として、使用承認書及び納入通知書に「使用料積算内訳書」を添付しています。
- Q4. 領収書の宛名を指定することは可能でしょうか。
- A4. 原則申請者名が宛名となります。
- **施設使用について**
- Q1. 使用時に発生したごみはどうすればいいですか。
- A1. ごみはお持ち帰りいただきます。お持ち帰りいただけないほどの大量のごみが生じる場合は回収業者を紹介します。
- Q2. 使用に際して必要な荷物を RTF に送ることは可能ですか。
- A2. 荷物等を RTF に送ることは可能ですが、原則として RTF が当該荷物等を受け取ることはできません（使用者様自身で受け取っていただきます。）
どうしても使用者様自身で受け取れない場合には、事前にご相談ください。
※ 荷物の紛失・盗難につきまして、RTF は一切の責任を負いません。
※ すべてのご要望にお応えできない場合があります。
※ 事前に連絡のない荷物や宛名が不明瞭な荷物は輸送業者様にお持ち帰りいただいております。
- Q3. RTF から荷物を発送することは可能ですか。
- A3. RTF からの荷物の発送は可能ですが、集荷の手配は使用者様自身で行っていただきます。
- Q4. 試験に必要な機材を大型車両等で搬入・搬出することは可能ですか。
- A4. 状況によりますので、試験計画打合せ（事前協議）においてご相談下さい。
- Q5. 広域飛行区域において、無人航空機の飛行試験を実施する場合の手続きについて教えてください。
- A5. RTF では、飛行場所に応じた手続きについて、個別にご案内いたしますので、まずは RTF 連携課（電話：0244-25-2474）にお問い合わせください。
- Q6. RTF 周辺(広域飛行空域)で飛行試験を行いたい場合は、どのくらい前に相談すればいいですか。
- A6. 最低 1 ヶ月前にはご相談ください。

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

- Q7. RTF 内で火を使った試験を行うことは可能ですか。
- A7. 試験内容により検討しますので、詳細について試験計画打合せ（事前協議）においてご協議ください。
- Q8. 地上 150m 以上で無人航空機を飛行させたいのですが国交省への許可申請は必要ですか。
- A8. 必要です。RTF は飛行試験等の特区ではありませんので、必要な許可申請が免除されるものはありません。
- Q9. ヘリコプターの離発着を行いたいのですが、ヘリポートは場外離着陸場の扱いですか。
- A9. RTF のヘリポートは場外離着陸場に該当します。
- Q10. 航空法第 79 条ただし書きに申請する離着陸地帯の図はありますか。
- A10. 作成されていませんので使用者様に作成いただきます。
- Q11. 試験を行う場所周辺や施設の図面などの提供を事前に受けることは可能ですか。
- A11. 可能です。必要な情報についてお知らせください。
- Q12. 第三者を招待して実演を行うことは可能ですか。
- A12. 可能です。詳細については試験計画打合せ（事前協議）においてご協議ください。
- Q13. 第三者の立入を監視するシステムなどはありますか。
- A13. 第三者の立入を監視するシステム等はございません。第三者への対応は原則使用者様に行っていただくこととなりますので、そのことを加味して試験内容をご計画ください。
- Q14. 使用している施設の使用時間を延長したい場合、どうしたらよろしいでしょうか。
- A14. 使用時間の延長は当日の 15 時までに使用承認申請書にて延長分を申請ください。
※延長の場合でも使用料の支払いは前納となりますので、ご承知おきください。
- Q15. 土日に施設を使用したいのですが、申請は通常と同じでしょうか。
- A15. 土日祝日及び 12/28 から翌年 1/3 は原則閉館日となっております。

福島ロボットテストフィールド（RTF）使用手続き・施設利用についての Q&A

■ 原状回復について

- Q1. 施設の床がオイル等で汚れてしまったのですがどうすればいいですか。
- A1. 原状回復が必須となりますので、吸着シート等を使用してオイル等を回収した後、汚れを落としてください。
- Q2. 使用後の会議室の机や椅子はどのようにすればいいですか。
- A2. 会議室内に配置を図示していますので図示通りに直していただきます。会議室を繋げて使用した場合も元の状態に戻していただきます。
- Q3. 部屋は掃除して返却する必要がありますか。
- A3. 著しい汚れ等がなければ特に必要ありません。
- Q4. 施設を破損させた場合、どうしたらよいでしょうか。
- A3. 破損の状況を確認しますので、まずは技術課（TEL0244-25-2476）にご連絡下さい。
- Q5. 破損させた施設の請求書を RTF から出していただけますか。
- A5. 原状回復は使用者様において行っていただくことが原則ですので、RTF から補修費用使用者様に請求することはできません。